

水痘注意報の発令について（速報値）

令和8年2月19日（木）15時00分

北海道胆振総合振興局保健環境部
苫小牧地域保健室（北海道苫小牧保健所）
電話：0144-77-9941

北海道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和8年（2026年）第7週（令和8年2月9日～令和8年2月15日）において、苫小牧保健所管内の定点医療機関当たりの水痘患者報告数が、注意報基準である1人以上となりましたので、まん延を防止するため、注意報を発令します。

記

1 定点医療機関当たりの患者報告数（第7週速報値）

区分	苫小牧保健所	全道	全国
1 定点医療機関当たりの患者数	1.25人	-人	-人

2 水痘の感染予防

水痘の感染予防には、予防接種が有効です。平成26年10月から定期接種になり、生後12月から36月未満の人は無料で接種できるようになりました。

水痘と診断された方は、医師の療養指示に従って栄養、睡眠を十分に取り、外出を控えましょう。

なお、学校保健安全法により、全ての発疹がかさぶたになるまで、登校、登園はできないことになっています。

3 参考

(1) 最近5週間における定点医療機関当たりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第3週 (1/12～1/18)	第4週 (1/19～1/25)	第5週 (1/26～2/1)	第6週 (2/2～2/8)	第7週 ※ (2/9～2/15)
苫小牧保健所	1 (0.25)	1 (0.25)	0 (0.00)	0 (0.00)	5 (1.25)
全道	52 (0.51)	63 (0.62)	49 (0.48)	60 (0.59)	- (-)
全国	715 (0.31)	960 (0.42)	712 (0.31)	(-)	- (-)

※第7週の患者報告数は速報値。

(2) 水痘の注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により、苫小牧保健所管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報の発令基準値に達した場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】 注意報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で1人以上となった場合
警報：1 定点医療機関当たりの受診患者数が一週間で2人以上となった場合
※ 警報発令後は1 定点医療機関当たりの受診患者数が1以上であれば警報を継続